

# 雲南市避難行動要支援者の 避難支援計画

平成26年12月

雲 南 市

(健康福祉部健康福祉総務課)

# 目 次

●新しい避難支援計画策定の経緯●	1
▽「雲南市災害時要援護者避難支援計画」	
▽ 地域自主組織による「地域防災」円卓会議	
▽ 東日本大震災と災害対策基本法の改正及び雲南市地域防災計画の改定	
▽ 避難支援計画の策定にあたって	
第1章 基本的な考え方	3
1 定義	
2 背景と目的	
3 基本的な考え方	
4 避難行動要支援者への細かな支援策	
5 避難行動要支援者等の個人情報	
6 避難行動要支援者名簿作成に係る役割	
第2章 避難行動要支援者名簿	7
1 避難行動要支援者名簿の作成	
2 名簿情報提供に関する同意確認	
3 名簿情報の提供及び更新	
第3章 避難プランの作成	10
1 基本的な考え方	
2 個別支援プランの作成	
3 マイ避難プランの作成	
4 福祉避難所の指定	
5 避難プランの共有・管理	
6 避難プランの確認・修正	
第4章 日頃の備え	12
1 情報伝達手段の整備	
2 避難支援体制の整備	
3 取組みの促進等	
4 福祉避難所	
第5章 避難行動及び支援活動	14
1 避難行動等の発令基準	
2 避難行動要支援者に対する情報伝達及び状況確認の実施	
3 避難支援の実施	
4 避難行動要支援者名簿の有効活用による安否確認	
第6章 避難所等における避難行動要支援者の支援体制	17
1 相談窓口の設置	
2 避難行動要支援者への支援	
3 具体的な避難所の運営	
第7章 今後の計画の推進方法等	18
1 計画の修正	
2 現行の災害時要援護者支援台帳及び個別プランの取扱い	
3 自治会未加入世帯への対応	

様 式 ..... 19

様式 1	避難行動要支援者名簿
様式 2	避難行動要支援者(秘)リスト
様式 3	個別支援プラン
様式 4	マイ避難プラン
参考様式	避難行動要支援者名簿登録同意書

## ●新しい避難支援計画策定の経緯●

### ▽ 「雲南市災害時要援護者避難支援計画」

災害時要援護者対策については、平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を国が示し、雲南市においても、これに基づいて「だんだんと地域に広がる 共助の輪」を合言葉に、平成21年12月に「雲南市災害時要援護者避難支援計画」を策定しました。災害弱者に対して災害時に適切な支援が行えるよう災害時要援護者台帳を作成するとともに、関係者や関係機関と情報の共有を行っています。



### ▽ 地域自主組織による「地域防災」円卓会議

現行の災害時要援護者台帳の登録方法は「支援を希望する人すべてが対象（手上げ方式）」となっていることから「実態に合っていない」という地域からの意見が多く、効果を疑問視されている状況でありました。そのため、平成25年7月～8月に地域自主組織の参加による「地域防災」円卓会議を開催し、災害時要援護者対策の実効性の確保についての議論をしていただきました。

「災害はいつやってくるか分からない。だからといって、災害時にのみ活用する災害時要援護者の支援の仕組みづくりをただけでは、実際には役に立たない。むしろ、災害は日常生活の延長線上にあるものと考え、日頃のご近所付き合いや地域の見守り活動こそが、支援に大いに役に立つのではないか」との意見もいただきました。今、元気な人でも、災害時に要援護者にならないとは限りません。災害時要援護者の支援を、より実りのある活動とする必要があります。これらの議論から生まれたのが「地域申告方式」による災害時要援護者の登録です。

### ▽ 東日本大震災と災害対策基本法の改正及び雲南市地域防災計画の改定

東日本大震災によって「自助」「共助」の大切さが再認識されたことから、平常時から避難行動要支援者本人・家族が自治会、自主防災組織、近隣住民などと関係を深めながら、災害が発生した場合にどう避難支援していくのかなど、国においては災害対策基本法を改正（平成25年6月21日公布）するとともに、「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を示して、対策を講じることとしています。

また、雲南市においても、雲南市地域防災計画の改定を行い、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進することとしています。

### ▽ 避難支援計画の策定にあたって

近年の豪雨災害や大地震では、自力での避難が困難な高齢者や障がい者など、

要配慮者及び避難行動要支援者と呼ばれる方が犠牲者になるケースが全国的に多く見られ、そうした方々を救うためには近隣住民同士の助け合いがとても重要であることが明らかになっています。

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊などによる生き埋めや閉じ込められた人のうち、消防などの公的機関の救助（公助）によるものはわずか2%で、多くは、自力または家族や隣人などの地域住民によって救出されました。東日本大震災においても、公的機関が全ての要救助者を直ちに救助することは困難だったとされています。

このように、地震などの大規模災害が発生したときは、交通網の寸断などのため、公的機関による救援体制が整うまでにある程度の時間を要することから、隣近所をはじめとした地域における初動の取り組みが何よりも重要となります。

また、風水害等の予測可能な災害が発生したときも、行政が行う災害情報の伝達や避難所の運営、物資の供給などの救援活動が機能するためには、住民一人ひとりの適切な災害対応行動はもちろんです。やはり地域における自治会、自主防災組織、地域自主組織などの協力が欠かせません。

特に、被害を最小限に抑えるためには、発災後早い段階での救助が必要となり、こうした場合にますます重要になってくるのが、地域の特徴を最もよく知り、近所の人々の様子も把握し得る、住民自身の備えと近隣による支え合いと言えます。

「要配慮者や避難行動要支援者の支援は、行政がやるべき仕事なのではないですか？」との意見があります。もちろん、行政も全力で支援にあたりますが、行政の迅速な対応には限界があり、前述のように大災害においては近隣住民による支援が最も有効であることが明らかになっており、行政と地域の皆さんが手を携えつつ、平素から支援体制を整備することが大切であると考えています。

また、災害はいつやってくるかわかりません。だからといって、災害時にのみ活用する要配慮者や避難行動要支援者の支援の仕組みづくりをただけでは、実際には、役に立たないと思われれます。むしろ、災害は日常の延長線上にあるものと考え、日頃の近隣付き合いや地域の見守り運動こそが、要配慮者や避難行動要支援者の支援に大いに役に立つのではないかと考えています。

今、元気な人でも、要配慮者や避難行動要支援者にならないとは限りません。要配慮者や避難行動要支援者の支援をより実りのある活動とするために、地域の助け合いのネットワークを構築することが重要と考えています。

このようなことを踏まえ、雲南市地域防災計画に基づき、大きな災害が発生した場合でも、自助・共助を基本としながら、高齢者や障がい者等が安全な場所に避難できるよう、平常時から支援体制を整備し、災害時の迅速かつ的確な取り組みに資することを目的として、雲南市災害時要援護者避難支援計画の全面的な見直しを行い、「雲南市避難行動要支援者の避難支援計画」を新たに策定することとしました。

## 第1章 基本的な考え方

### 1 定義

#### (1) 要配慮者

災害時に限定せず一般に配慮を要する人を意味し、具体的には高齢者（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、ねたきり高齢者、認知症高齢者等）、身体障がい者（視覚・聴覚障がい者、音声言語機能障がい者、肢体不自由者）、内部障がい者（内臓機能等に障がいのある人）、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等で、次のようなハンディキャップがある人たちをいいます。



- ① 自分の身の危険を察知できない
- ② 危険を知らせる情報を受け取ることができない
- ③ 身の危険を察知できても救助者に伝えられない
- ④ 危険を知らせる情報を受け取っても、対応行動ができない
- ⑤ 災害時（避難準備情報発表から平常の生活が回復するまでの間）被災地で生活する際に何らかの配慮が必要

#### (2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために何らかの支援が必要な人をいいます。

#### (3) 避難支援者

避難行動要支援者の家族等による支援が得られないなど、自力での避難が困難で避難の際に何らかの支援が必要で、その支援に協力する人をいいます。

#### (4) 個別支援プラン

避難行動要支援者のうち、家族等の避難支援が得られない人又は家族だけでは避難が困難な人について、災害時に誰が支援して、どこに避難所に避難させるかなどを定める避難の際の支援プランをいいます。

#### (5) マイ避難プラン

避難行動要支援者のうち、家族等の避難支援が得られる人等について、災害時にどこに誰とどうやって避難するか、何を持って逃げるかなどを自らが決めた避難の際のプランをいいます。

「災害時要援護者」という用語は、広く定着しているものの、法律上の定義付けはなされておらず、国が平成25年8月に示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」においては、「避難行動要支援者」及び「要配慮者」の用語が使用されていることから、この雲南市避難行動要支援者の避難支援計画においてはこれらの用語を使用することとします。

## 2 背景と目的

災害による被害を未然に防止するためには、日頃の防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。防災対策の推進に当たっては、総合的な取組みが重要であります。特に災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい要配慮者は、高齢化や国際化の進展に伴い、今後増加することが予想されます。平素より要配慮者の安全を確保するための避難支援対策等は、大きな課題となっています。

なかでも、避難行動要支援者の避難を支援するためには、具体的な支援の方法などを定めた「個別支援プラン」等を策定していく必要があります。

この雲南市避難行動要支援者の避難支援計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、雲南市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助及び地域の共助を基本とし、地域における避難の単位(自治会や自治会の班・組などの避難の単位をいい、以下「自治会」という。)で助け合って避難ができるしくみづくりを行うことで、地域の安心・安全体制を強化することを目的としています。

## 3 基本的な考え方

避難行動要支援者の避難支援については、避難行動要支援者も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、さらに自治会や地域自主組織(自主防災組織を含む。以下同じ。)などによる組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実におこなわれる取組みが重要となります。

このような「自助」「共助」が機能するためには、日頃から自治会や地域自主組織内で話し合いの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が重要であり、避難行動要支援者の避難支援にあたっては「地域の人、地域で守る」を基本とし、自治会内のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが必要となります。

## 4 避難行動要支援者への細かな支援策

要配慮者や避難行動要支援者の情報の把握にあたっては、同一の情報を公的機関や自治会、地域自主組織等との間で共有することが理想です。

しかしながら、地域の実情によって対象となる人の基準が異なったり、避難行動要支援者本人の情報共有に対する意識の差異、あるいは個人情報保護等の観点から、同一の情報を共有することは、非常に難しいと考えられます。

このような中で、「避難行動要支援者等の命を守る」ことを最優先課題として、自治会や地域自主組織などが手を取り合って、計画的かつ着実に対策を推進する

ことが重要であるため、避難行動要支援者の登録は自治会及び地域自主組織からの申告による方法で登録します。

また、登録する避難行動要支援者の避難支援に協力する避難支援者については、避難支援をより実効性を高める観点から、地域の実情を踏まえつつ、自治会、地域自主組織が避難行動要支援者等と協議しながら選定し、地域一体となった支援体制を構築していきます。

## 5 避難行動要支援者等の個人情報

避難行動要支援者や、避難支援者及び緊急時に連絡を受ける人の個人情報については、厳格な管理が必要な一方で、災害に備え、あらかじめ必要な情報を最小限度の範囲内で共有しておくことは、避難行動要支援者の避難支援対策として、大変重要であることから、適切かつ積極的な個人情報の取扱いを行います。

なお、これらの個人情報については、特にプライバシーに配慮した取扱いが求められるため、その管理には細心の注意が必要です。

## 6 避難行動要支援者名簿作成に係る役割

### (1) 市の機関（以下「市」という。）の役割

- ア 雲南市避難行動要支援者の避難支援計画の作成
- イ 「雲南市避難行動要支援者名簿」の作成（自治会、地域自主組織から提供のあった名簿を調整し作成）及び関係機関への提供
- ウ 自治会、地域自主組織が行う「避難行動要支援者名簿」への登録活動、「個別支援プラン」の作成への協力及び福祉避難所等の指定
- エ 制度の普及・啓発

### (2) 自治会、地域自主組織の役割

- ア 避難行動要支援者の把握及び名簿等の作成
- イ 「避難行動要支援者名簿」の作成及び市への提供
- ウ 「個別支援プラン」の作成及び市への提供
- エ 避難行動要支援者及びその家族が作成する「マイ避難プラン」の作成への協力、収受及び市への提供
- オ 避難支援者の確保及び活動への協力

### (3) 避難支援者の役割

- |            |              |
|------------|--------------|
| ア 平常時      | イ 災害時        |
| ① 声かけ      | ① 情報伝達       |
| ② 見守り      | ② 安否確認       |
| ③ 災害時の対応確認 | ③ 避難支援・救援の要請 |



### (4) 民生委員・児童委員、介護支援専門員、社会福祉協議会、相談支援事業所、関係団体等の役割

- ア 自治会、地域自主組織が行う「避難行動要支援者名簿」への登録活動及び「個別支援プラン」の作成への協力

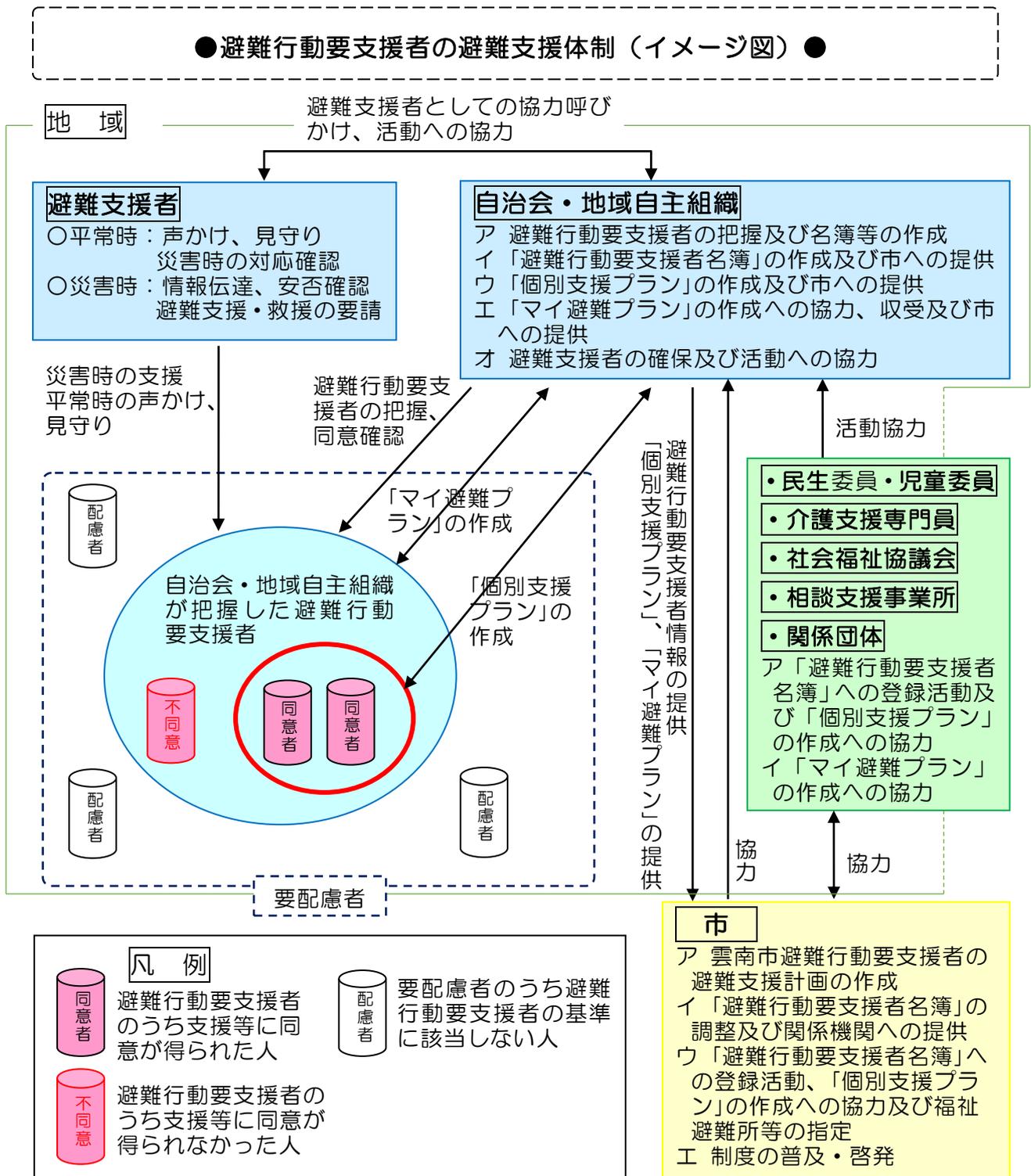
イ 避難行動要支援者及びその家族が作成する「マイ避難プラン」の作成への協力  
**(5) 避難行動要支援者及びその家族の行動**

ア 自らの住まいの安全確保に努め、自らできることは自ら率先して行う

イ 家族をはじめ、避難支援者、自治会及び地域自主組織への情報提供、日頃からのご近所との交流促進

ウ 「マイ避難プラン」の作成及び「個別支援プラン」が必要な場合にはその作成への協力

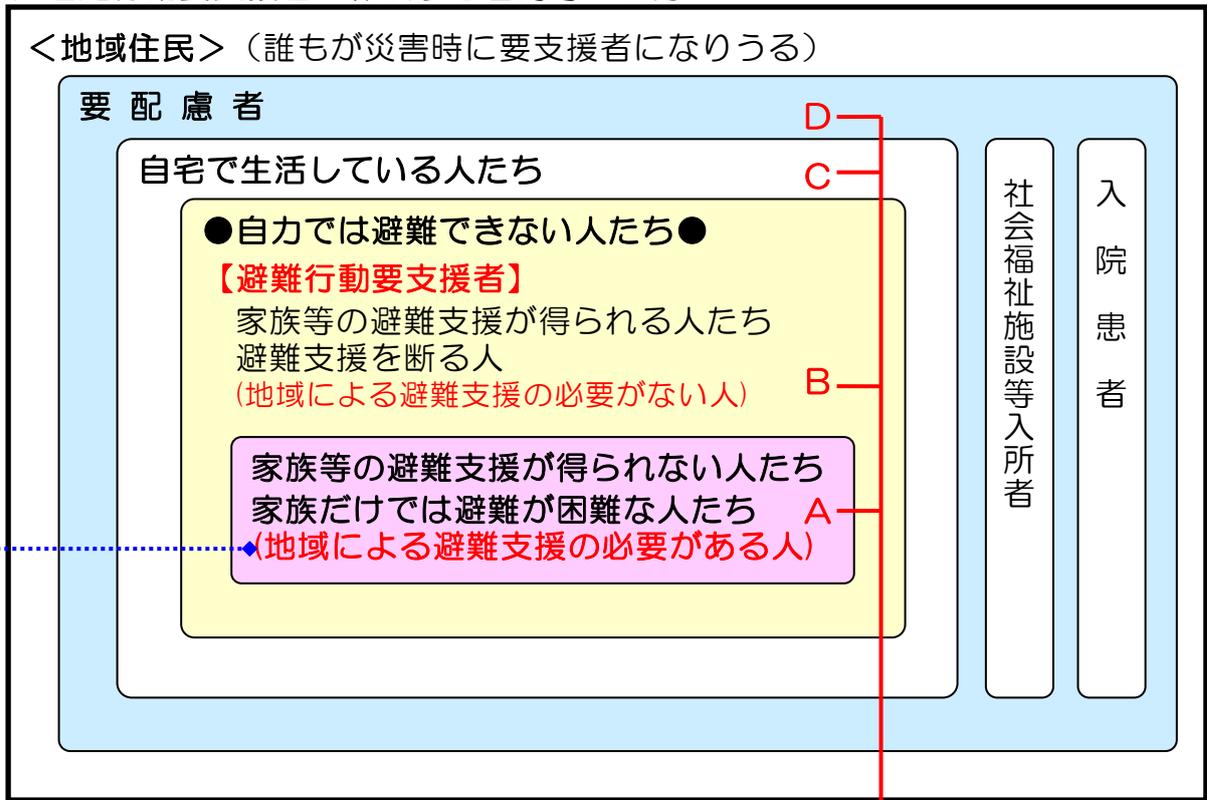
●避難行動要支援者の避難支援体制（イメージ図）●



## 第2章 避難行動要支援者名簿

### 1 避難行動要支援者名簿の作成

#### (1) 避難行動要支援者と作成する名簿等の区分



#### ▽避難行動要支援者名簿等の作成対象

区 分	A	B	C	D
避難行動要支援者名簿の作成対象	対 象	対 象	対象外	対象外
個別支援プランの作成対象	対 象	対象外	対象外	対象外
マイ避難プランの作成対象	対象外	対 象	対象外	対象外

#### ▶▽地域による避難支援が必要な避難行動要支援者

要配慮者の中には、同居の家族がいる人（ただし、日中に家族が不在な人は除きます。）や医療機関・施設等に入院または入所している人も含まれていますが、これらの人は災害時に周囲の人から、ある程度の支援が期待できます。

一方で、次に掲げるような避難行動要支援者は、地域住民からの支援がなければ、重大な被害を受ける可能性があります。

よって、自治会、地域自主組織において、あらかじめ所在や状況などを把握し、支援方法等を確認しておくなどの取り組みが必要です。

- ひとり暮らしなどのため家族の援護がない、または、日中は家族が不在であるなど家族の援護が不足しているため、災害時に地域住民の支援なしでは、避難することが困難な人
- 障がいのある人で、災害時に地域住民の支援なしでは、避難することが困難な人
- 病気を抱え、常に医療機器等によるケアが必要な人

## (2) 避難行動要支援者の把握及び名簿情報の作成

自治会、地域自主組織は手を取り合い、日頃の活動等を通じて、また民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市などの協力を得ながら、生活の基盤が自宅にある避難行動要支援者を把握します。

把握した避難行動要支援者のうち、情報共有に同意のあった人については、避難行動要支援者名簿（様式1。以下「名簿情報」という。）を作成し、市へ提供していただきます。

名簿情報に記載する項目は、①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤連絡先、⑥指定避難場所、⑦個別支援プランの有無、⑧マイ避難プランの有無、⑨同居者の有無、⑩避難支援者名、⑪避難支援者連絡先、⑫避難支援等が必要な理由、⑬本人の状況等特記事項、⑭備考とします。

なお、地域の実態によって、情報把握や名簿情報作成のやり方、進め方は異なると考えます。そのため、本計画では個別具体まで明示することはせず、地域においてやりやすい方策がとられるよう、積極的に先進事例等の情報提供を行うなど、取り組みを支援していきます。

また、名簿情報は、地域の皆様が平時の見守り等、通常の活動で利用・管理しやすいようエクセルで作成しています。地域の実態に応じて項目を追加されることも可能ですが、その追加された項目を必ずしも市へ提供していただく必要はありません。なお、名簿情報の作成にあたり、必要と考えられる同意書を参考様式として添付しています。

## (3) 情報共有を望まない避難行動要支援者のリスト作成

何らかの事情により情報共有を望まない避難行動要支援者がいる場合、避難行動要支援者本人の意思は尊重する必要があるものの、自治会、地域自主組織、市が避難支援の必要性を把握していながら放置することは適切ではないと考えます。把握した避難行動要支援者のうち、このような情報共有に不同意であった人については、避難行動要支援者<sup>秘</sup>リスト（様式2。以下「<sup>秘</sup>リスト」という。）を作成します。

なお、<sup>秘</sup>リストは通常個人情報保護法の適用を受けないと考えられますが、法律の趣旨を踏まえた適切な対応が求められることから、平常時には当該自治会、地域自主組織以外では利用や提供をしません。

## 2 名簿情報提供に関する同意確認

自治会、地域自主組織は、避難行動要支援者宅を訪問するなどして、制度の趣旨を説明し名簿情報の提供や「個別支援プラン」の作成及び「マイ避難プラン」の提出について理解を得るとともに、個人情報の提供について、同意の確認を行います。

なお、同意の確認に際しては、「災害はいつ起こるかわからないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分考えられること、避難支援者が必ず助けてくれることを保証するものではないこと」などをあらかじめよく説明し、理解を求めます。

### 3 名簿情報の提供及び更新

市は、地域自主組織から提供のあった名簿情報を次の情報共有機関に提供します。  
なお、名簿情報が更新された場合には、その都度、関係者間で共有します。

#### ○情報共有機関

- ▽雲南市民生児童委員協議会及び該当する民生委員・児童委員
- ▽介護支援専門員
- ▽雲南消防本部
- ▽雲南市消防団
- ▽雲南警察署
- ▽社会福祉法人雲南市社会福祉協議会



## 第3章 避難プランの作成

### 1 基本的な考え方

避難行動要支援者の避難にあたっては、それぞれに具体的な避難に関するプランが必要となります。避難行動要支援者のうち家族等による支援が得られる場合など、特に地域による避難支援を求める必要のない人については、自らで避難方法を決める「マイ避難プラン」を作成し、自治会、地域自主組織及び市で共有しておきます。

なお、家族と同居している避難行動要支援者であっても、昼間家族が就労等で不在になるなどの理由により支援が必要となる場合もあることから、本人や家族等の意向を十分確認のうえ、弾力的に対応する必要があります。

また、避難支援が必要な人については、自治会、地域自主組織が避難支援者を選定のうえ「個別支援プラン」を作成します。

### 2 個別支援プランの作成

災害発生時又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するためには、避難などについて人的な支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、だれが支援して、どこの避難所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。

このため、避難行動要支援者本人やその家族等とともに、支援に関する必要な事項、災害時の安否確認、避難支援者、避難所等を記載した「個別支援プラン」を作成します。

(1) 自治会、地域自主組織は、避難行動要支援者のうち名簿情報の提供についての同意が得られた人のうち、地域による避難支援が必要な避難行動要支援者の「個別支援プラン」（様式3）を作成します。

(2) 自治会、地域自主組織は、避難支援者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市などと協議・協力・支援を得ながら、「個別支援プラン」作成対象者を個別に訪問するなどして、本人と具体的な避難支援等の方法について相談しながら計画を作成していきます。

(3) 避難支援者の確保

ア 自治会、地域自主組織は、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促したり安否確認や避難所までの避難を支援したりする避難支援者を、可能な限り隣近所から探し、協力を求めます。

協力を求めるに当たり、避難支援者はその時の状況や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うものとし、避難支援にあたっては避難支援者本人又は避難支援者の家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる旨を説明します。

イ 避難支援者の不在や支援者自身の被災あるいは避難支援者一人では援助できない場合を想定し、可能な範囲で「個別支援プラン」作成対象者一人に対して複数の避難支援者を定めます。

### 3 マイ避難プランの作成

避難行動要支援者のうち、本人や家族との話し合いの結果、家族等の支援が得られるなど地域による避難支援の必要がないと判断される人や、何らかの理由で地域の支援を断る人については、どのように避難するかを決めた「マイ避難プラン」（様式4）を作成するよう要請し、作成した「マイ避難プラン」の情報を自治会、地域自主組織及び市に提供するよう働きかけます。

自治会、地域自主組織は、これらの人に対しても可能な限り避難準備情報等の伝達や安否確認などの支援を行います。

### 4 福祉避難所の指定

避難行動要支援者の内、特に障がいの重度化や合併症の予防が必要である等、避難場所に特に配慮を要する場合は、医師、看護師、保健師、介護支援専門員等の協力を得て、避難場所を福祉避難所（福祉施設、医療機関）とするよう、個別支援プランにおいて定めておきます。ただし、実際それらの施設を指定する際には、移送手段等、より細かな避難プランを家族、地域支援者等も交え個別具体的に定めておく必要があります。

### 5 事前避難の推奨

台風の接近など、予め災害の発生が想定される場合、避難行動要支援者の内、福祉サービスの変更により福祉施設等への事前避難が可能な場合は、より身の安全を確保する観点から、個別支援プランにおいて定めておくことを推奨します。

### 6 避難プランの共有・管理

「個別支援プラン」及び「マイ避難プラン」（以下「避難プラン」という。）は、自治会、地域自主組織、避難行動要支援者本人、避難支援者及び市が共有し、避難支援の目的以外には使用しません。

また、共有者以外が閲覧することのないように、管理には十分に配慮します。

### 7 避難プランの確認・修正

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに避難プランの内容について事前に確認するものとします。

また、自治会、地域自主組織及び避難支援者の協力・支援を得ながら、年1度、避難プランの内容について本人に確認します。内容に変更がある場合、避難プランを随時修正し、新しい情報に更新するとともに、関係者間で共有を図ります。



## 第4章 日頃の備え

### 1 情報伝達手段の整備

市は、音声告知放送のほか、防災行政無線、電子メール、ケーブルテレビや広報車等様々な手段を確保し、避難準備情報等の緊急情報を速やかに提供するようつとめます。

また、地域においては、発令された避難準備情報等が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、地域独自の情報伝達体制の確立が必要です。

### 2 避難支援体制の整備

#### (1) 自治会、地域自主組織における避難支援体制の整備

ア 自治会、地域自主組織は、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域内における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりを行うなど、地域ぐるみの避難体制の整備に努めます。

イ 地域において避難支援体制の整備を行うためには、自治会、地域自主組織及び民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市などが顔を合わせ、避難行動要支援者の存在を把握し、支援体制の整備の必要性を共有するとともに、地域自主組織での防災訓練の実施などについて検討することが必要です。

ウ 自治会、地域自主組織による避難支援は、避難行動要支援者と自治会、地域自主組織及び避難支援者との信頼関係に基づく取組みであることから、平素から相互にコミュニケーションを図りながら、避難行動要支援者にどのような支援が必要かなど十分話し合っけて信頼関係を深めておくことが大切です。また、大規模な災害が発生したときは、避難支援する側の人々が被災者となる可能性もあり、支援活動ができないことも想定されます。このため、「自治会や地域自主組織による支援活動は義務や責任を伴うものではないこと」、「場合によっては避難支援者等が助けられない可能性があること」を、避難支援を受ける側の人を含め、関係するすべての方々が理解することが必要です。

#### (2) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される情報等に基づき、事前に避難行動要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとします。

### 3 取組みの促進等

市は、住民に対する説明や広報により取組みに関する普及啓発を行うほか、自治会、地域自主組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などとの連携を図り、避難支援活動の取組みが充実するよう積極的に支援します。

#### 4 福祉避難所

市は、避難行動要支援者が安心して生活できる環境が整備された福祉避難所を災害時に確保するため、事前に対象施設の管理者等と協定を締結するなどにより、福祉避難所の指定を行います。

また、災害時に備え、福祉避難所における必要な物資・機材の備蓄を図るとともに、福祉避難所への移送が必要となる場合に備え、その手段や体制確保に努めます。

## 第5章 避難行動及び支援活動

### 1 避難行動等の発令基準

市は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を活用し、危険な地域に居住する自治会、地域自主組織へ避難準備情報等を発令し、避難行動要支援者の早期避難を促します。また、併せて、避難支援者や自治会、地域自主組織等の支援行動の開始を促します。

＜避難勧告等の判断・伝達マニュアルより＞

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>■ 上記以外の方は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 通常の避難行動ができる人は、計画された避難場所等への避難行動を開始</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>■ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>■ 人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>■ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

### 2 避難行動要支援者に対する情報伝達及び状況確認の実施

- (1) 避難準備情報が発令された場合、避難支援者は、まず自分や家族の身の安全を確保した上で、市からの情報及び自治会や地域自主組織で把握した情報をもとに、避難行動要支援者にその情報を伝達します。その際、訪問、電話、ファクシミリなど、避難行動要支援者の特性に応じた手段により実施します。
- (2) 避難支援者は、情報を伝達する際に避難行動要支援者の状況確認を行い、適切な避難支援につなげることが必要です。

- (3) 実際に情報伝達する際には、多様な手段が必要であり、通信手段の断絶時や相手方の理解が困難と思われる場合などには、戸別訪問による伝達が欠かせないことから、平常時から関係者等との連携を図り情報伝達体制の整備が必要です。

〈伝達方法に関する配慮事項〉

ひとり暮らし高齢者	<p>体力が衰え行動機能が低下している場合や、緊急事態の察知が遅れる場合があるため、避難に向けて準備ができるよう、なるべく早い段階から水位等災害の状況がイメージできる情報を提供するとともに、情報から取り残されることのないよう、音声告知放送に加え、電話や訪問により、直接本人に伝達されるよう配慮する必要があります。</p>
視覚障がい者	<p>市は、音声告知放送に加え、様々な情報伝達を実施することが必要です。</p> <p>また、災害時は日常の生活圏であっても周辺環境が大きく変化する場合があるため、家族、避難支援者にも情報伝達を行い、迅速な避難支援を促す必要があります。</p>
聴覚障がい者	<p>避難勧告等は、音声告知放送及び広報車等を中心に伝達されていますが、聴覚障がい者に配慮するため、携帯電話等のメール（安心・安全メール、エリアメール等）など文字による防災情報、避難勧告等の伝達を行う必要があります。</p> <p>また、本人に直接伝える場合には、ジェスチャーを交えながら、正面から口を大きく動かして会話する方法、手のひらや紙に文字を書いて伝える方法などがあります。</p>
外国人である障がい者等	<p>日本語に不慣れで災害に関する知識・経験に乏しい場合があるため、市が発出する日本語の情報を理解することが難しい場合があります。わかりやすい言葉や表現、説明などにより、的確に情報を伝える必要があります。</p>
避難支援等関係者等への伝達	<p>寝たきり高齢者や認知症高齢者、知的障がい者、児童等が避難するためには、家族や避難支援者等の関係者が迅速に避難支援行動を開始する必要があります。</p> <p>平日の昼間等であれば、家族、避難支援者等が地域におらず、避難行動要支援者のみが家にいる場合もあるため、外出先でも情報が入手できるよう、携帯電話等のメール等を活用した防災情報の一斉伝達を実施し、家族等による円滑な避難支援を支えていく必要があります。</p> <p>また、迅速な受入体制等の構築を図るためには、避難所で生活することができない避難行動要支援者の受入先となる社会福祉施設、医療機関等へも同様に防災情報を提供する必要があります。</p>

### 3 避難支援の実施

(1) 避難支援者は、個別支援プランに基づき、避難支援を行います。ただし、無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させることもあります。人手が足りない場合には、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行います。

なお、避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、例えば避難支援者が発災時に避難支援に向かった先で、避難行動要支援者が支援を受けることを拒んだ場合などに、当該避難行動要支援者に対して避難するように説得するような役割までは求めることはできません。

(2) 避難支援者は、個別支援プランに基づく支援を実施しますが、何らかの理由により支援が実施できないときは、自治会や地域自主組織へ連絡するものとします。また、自治会や地域自主組織においても支援が実施できないときは、自治会や地域自主組織は市へ連絡することとします。

(3) 実際に発災した際に避難支援を行う場合は、二次災害を避ける上でも無理な活動は行わないことが重要です。倒壊又はそのおそれのある家屋に取り残された場合など、自治会や地域自主組織等による支援が困難あるいは危険と判断される場合には、速やかに公的機関への救助の要請を行います。

### 4 避難行動要支援者名簿の有効活用による安否確認

避難準備情報が発令された際には、自治会、地域自主組織及び市は、作成された避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者の避難支援や迅速な安否確認を行います。

一方、情報共有を望まない避難行動要支援者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、個人情報保護法及び雲南市個人情報保護条例の例外規定（個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき）を適切に運用・解釈し、その同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支援に活用すべく、<sup>⑥</sup>リスト等すべての情報を、公的機関や避難を支援する組織及び避難所を運営する組織などに提供し、避難支援や安否確認を行います。



## 第6章 避難所等における避難行動要支援者の支援体制

### 1 相談窓口の設置

避難行動要支援者の支援ニーズは一人ひとり異なり、また心身の状態等によっても異なることが考えられます。このことから、市は、支援ニーズを迅速かつ正確に把握するために、避難所に専門の相談窓口を設け、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの協力を得て避難所での相談体制を整えます。

### 2 避難行動要支援者への支援

- (1) 避難行動要支援者に対して、環境のよい場所へ受け入れるようできるだけ配慮を行い、併せて他の避難者にも協力を求めます。
- (2) 避難所においては、障がい者や高齢者が生活する上での障害をできる限り取り除くよう努めます。
- (3) 避難行動要支援者のこころのケアをするために、必要により専門の職員の派遣を国や県の機関、医療機関、その他こころのケアを専門とする機関に要請します。
- (4) 介護を必要とする高齢者・障がい者等に必要とする器具等の配置に努めます。
- (5) 情報提供に当たっては、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状態等に配慮し、紙媒体や音声・文字・手話など様々な方法を用いて実施します。
- (6) 必要に応じて、ボランティアの支援を求めます。
- (7) 外国人避難者がいる場合は、災害対策本部へ連絡し、通訳又は通訳ボランティアの派遣等を要請します。

### 3 具体的な避難所の運営

避難所における基本的な事項や運営に関することについては、別に定める「雲南市避難所運営マニュアル」において、詳細を示します。



## 第7章 今後の計画の推進方法等

### 1 計画の修正

本計画は、地域自主組織、民生児童委員協議会等関係機関との意見交換を通じ、必要があると認めるときは、雲南市災害時要援護者避難支援対策推進会議において検討を加え、所要の修正を行います。

### 2 現行の災害時要援護者台帳及び個別プランの取扱い

地域申告方式に基づく避難行動要支援者名簿、及び、個別避難プラン、マイ避難プランが各地域自主組織単位で作成され次第、現行の災害時要援護者台帳及び個別プランは破棄します。

なお、なるべく早期に全ての地域自主組織単位において、避難行動要支援者名簿等が整備されるよう、市も支援を進めてまいります。

### 3 自治会未加入世帯への対応

自治会未加入の世帯への対応については、極めて難しい課題だと認識しています。ただし、災害が起こることが想定される場合、また実際に災害が発生した際には、市の責務として、避難準備情報の伝達等を行います。

一方では、避難支援対策の重要性や活動に対する理解を、近隣の自治会、地域自主組織をはじめ、民生委員・児童委員や住宅管理組合等と連携を図りながら求めていくとともに、自治会加入への働きかけを積極的に行っていきます。







(裏)

避難所	指定避難所	福祉避難所（※必要な場合のみ）	事前避難所（※可能な場合のみ）		
避難する際に必要な支援の内容等	※移動に要する器具（車椅子、担架等）、持ち出すべきもの（くすり等）があれば記入します。				
＜普段いる部屋の位置図＞		＜その他特記事項＞ ※ 普段利用している医療・介護サービス事業者、かかりつけ医等 ※ 福祉避難所への避難が適当であると判断された場合は、避難所への搬送方法等を記入します。			
避難支援者	氏名	〒	連絡先	自宅電話	
				F A X	
	住所			携帯電話	
				避難行動要支援者との続き柄	
	氏名	〒	連絡先	自宅電話	
				F A X	
	住所			携帯電話	
				避難行動要支援者との続き柄	
	氏名	〒	連絡先	自宅電話	
				F A X	
	住所			携帯電話	
				避難行動要支援者との続き柄	
<p>上記情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容を避難支援者、自治会、地域自主組織、介護支援専門員、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市に提供することに同意します。</p> <p>また、この個別支援プランに掲載されている私以外の個人情報については、それぞれ本人から情報共有の同意を得ているので、申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名（本人署名）</p>					
代理記載者のお名前	お名前		本人との関係		
※代理の方が記入した場合	住所		連絡先		

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※個別支援プランを作成するため、訪問調査を行う場合はご協力ください。

様式4

マイ避難プラン

作成日： 年 月 日

地域自主組織名		生年月日		年 月 日	
自治会名		家族構成			
避難行動要支援者	ふりがな 氏名		男・女		
	住所	〒 雲南市 町		世帯主	
	電話			携帯電話	
	F A X			メールアドレス	
緊急連絡先	氏名		連絡先	自宅電話	
	住所	〒		F A X	
	氏名		連絡先	携帯電話	
	住所	〒		続柄	
避難所	指定避難所	福祉避難所 (※必要の場合のみ)	事前避難所 (※可能な場合のみ)		
避難する際に必要な事項	※ 移動に要する器具 (車椅子等)、持ち出すべきもの (くすり等) 等、避難の際に知っておいてほしいことを記入します。				
その他特記事項	※ 普段利用している医療・介護サービス事業者、かかりつけ医等、知っておいてほしいことを記入します。				
<p>上記情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容を自治会、地域自主組織、介護支援専門員、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、市に提供することに同意します。</p> <p>また、この個別支援プランに掲載されている私以外の個人情報については、それぞれ本人から情報共有の同意を得ているので、申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 (本人署名)</p>					
代理記載者のお名前	お名前			本人との関係	
※代理の方が記入した場合	住所			連絡先	



## 避難行動要支援者名簿登録同意書

年 月 日

〇〇自治会長様  
〇〇地域自主組織会長様  
雲南市長様

私は、災害時等に支援が必要なため、別紙避難行動要支援者名簿に登録することに同意します。また、日頃から災害時に備えるために、市、自治会、地域自主組織、及び情報共有機関（雲南市民生児童委員協議会、介護支援専門員、雲南消防本部、雲南市消防団、雲南警察署、社会福祉法人雲南市社会福祉協議会）に、情報を提供されることに同意します。

【住所】 \_\_\_\_\_

【氏名】 \_\_\_\_\_ (印)

-----  
※世帯で複数登録される場合は、下記に続けて氏名を記入してください。

【氏名】 \_\_\_\_\_ (印)

【氏名】 \_\_\_\_\_ (印)